

場、都市公園を追加、車両等に福祉タクシーを追加)、〔3〕市町村が作成する基本構想に位置づける重点整備地区におけるバリアフリー化の重点的・一体的な推進（基本構想の作成対象エリアを拡大、特定事業の範囲として新たに建築物、路外駐車場、都市公園を法定化、バリアフリー化された経路を整備・管理する場合の協定制度を創設）、〔4〕基本構想の作成に係る協議会制度及び住民等による作成提案制度の創設等が規定されており、同法に基づき、公共施設等のバリアフリー環境の整備を推進している。

バリアフリー新法に基づく基本構想については、1日の利用者数が5,000人以上である旅客施設が所在する市町村のうち、72%（515市町村中、373市町村）が作成ないしは作成を予定しており（平成19年9月末日現在）、これまでに251市町村（基本構想数は322）において作成されたものを受理した（20年12月末日現在）。

（3）交通安全の確保と犯罪、災害等からの保護 ア 交通安全の確保

「第8次交通安全基本計画」（平成18年3月中央交通安全対策会議決定。計画期間：18～22年度）、「本格的な高齢社会への移行に向けた総合的な高齢者交通安全対策について」（平成15年3月交通対策本部決定）に基づき、①人優先の安全・安心な歩行空間の整備、②参加・体験・実践型の交通安全教育（世代間交流事業等）、③シルバーリーダー（高齢者交通安全指導員）を対象とした交通安全教育、④高齢運転者対策等の交通安全対策を推進した。

なお、高齢運転者対策として、運転免許証の更新期間が満了する日における年齢が75歳以上の者については、運転免許証の更新期間が満了する日前6月以内に、講習予備検査（認知機能検査）を受けなければならないこととする「道

路交通法の一部を改正する法律」（平成19年法律第90号）が21年6月に施行されることから、講習予備検査を円滑に実施するとともに、講習予備検査の結果に基づいた高齢者講習の充実を図るため、所要の準備を進めている。

イ 犯罪、人権侵害、悪質商法等からの保護

高齢者が犯罪や事故に遭わないよう、交番、駐在所の警察官を中心に、巡回連絡等を通じて高齢者宅を訪問し、困りごとや要望、意見等を把握するとともに、必要に応じて関係機関や親族への連絡を行うほか、認知症等によってははいかす高齢者を発見、保護する体制づくりを関係機関等と協力して推進している。

また、高齢者の被害が多いいわゆるオレオレ詐欺や還付金等詐欺を始めとする振り込め詐欺・恐喝については、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年法律第22号）、「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律」（平成17年法律第31号）等のあらゆる法令を活用するなどして、その取締活動を強化するとともに、高齢者等の被害者層に焦点を絞った広報啓発活動や、金融機関等の関係機関・団体と連携したATM設置場所における声掛け等の官民一体となった予防活動を推進している。

さらに、高齢者を対象とする悪質商法等の取締りを推進するとともに、悪質商法等からの被害防止に関する広報・啓発、防犯教室の開催及び悪質商法等に関する相談活動を行っている。

なお、高齢者を悪質商法等から守るためには、高齢者の周りの人々への啓発が重要である。このため、高齢者及び民生委員・ヘルパーなどの高齢者の周りにいる人々に対して、消費者問題等に関する啓発と対処策の学習を促進す

るために、「消費者問題出前講座」を全国各地の公民館等の施設において実施した。

また、消費生活相談等の現場でキャッチした警戒を要する悪質商法等についての情報を高齢者等に接している周りの人々へ迅速に届け、高齢者等に対し注意喚起を行ってもらうために、メールマガジン「見守り新鮮情報」の発行を行っている。

このような情報提供の仕組みを構築したり、情報共有の場として、高齢福祉団体などが参加した「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク連絡協議会」を開催している。

また、国民生活センターでは、前年度に引き続き、多発する高齢消費者被害の拡大防止を目的として、首都圏内8自治体・3団体と共同で、特別相談を実施した。未公開株、先物取引、投資商法や利殖商法に関する相談が数多く寄せられ、適宜助言等を行った。

平成17年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号）が成立し、18年4月に施行されたところである。

同法に基づき、平成19年度における市町村及び都道府県の対応状況等について取りまとめた「高齢者虐待防止法に基づく対応状況等に関する調査結果」を公表し、当該調査結果等を踏まえ、法の適切かつ円滑な運営を確保するための留意事項等を都道府県等に改めて周知した。

また、介護保険制度改正により、平成18年4月以降、各市町村に設置された「地域包括支援センター」において、支援を必要とする高齢者の実態把握や虐待への対応など、高齢者の権利擁護や総合相談の業務を円滑に行うため、地域包括支援センター職員に対する研修等を行っている。

法務局・地方法務局の常設の人権相談所等に

おいて、高齢者の人権相談に応じるとともに、家庭や高齢者施設等における虐待等、高齢者を被害者とする人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵害事件として調査を開始し、その結果、人権侵害の事実が認められた場合には、その排除や再発防止のための事案に応じた適切な措置を講じるなどして、被害の救済及び人権尊重思想の普及高揚に努めた。また、高齢者施設等の社会福祉施設において入所者及び家族が気軽に相談できるよう、特設の人権相談所を開設するなどして人権相談体制を強化した。

ウ 防災施策の推進

病院、老人ホーム等の災害時要援護者関連施設を守る土砂災害防止施設の重点的な整備、激甚な水害、土砂災害を受けた場合の再度災害防止等を実施した。また、高齢者等災害時要援護者を津波、高潮等の海岸災害から守るため、安全情報伝達施設の整備や既存施設のバリアフリー化を推進した。さらに、災害時における高齢者等災害時要援護者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、「水防法」（昭和24年法律第193号）及び「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号、一部改正平成17年法律第37号）に基づき、浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の高齢者等災害時要援護者が利用する施設への洪水予報等又は土砂災害警戒情報等の伝達方法を定めることを進めた。また、土砂災害防止対策基本指針に基づき、災害時要援護者の避難支援体制の強化を図るとともに、「土砂災害警戒避難ガイドライン（平成19年4月）（国土交通省砂防部）」により災害時要援護者の避難について、市町村の警戒避難体制の整備を支援している。

住宅火災による死者のうち、高齢者の割合が過半を占めており、それを低減するために有効である住宅用火災警報器の早期普及を目指し、消防団、婦人防火クラブ、自主防災組織等と連携した普及活動に努めた。

さらには高齢者を中心に増加する住宅火災による死者数の大幅な低減を図るため、春・秋の全国火災予防運動を通じて「高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進」等を重点項目として、地域が一体となって高齢者等の災害時要援護者に対し、住宅用火災警報器等の早期設置や防災品の普及促進を含めた総合的な住宅防火対策を推進した。

さらに、平成18年1月に発生した認知症高齢者グループホーム火災を踏まえて、19年6月に消防法施行令（昭和36年政令第37号）及び消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）の一部を改正し、火災発生時に自力で避難することが著しく困難な者が入所する社会福祉施設等について、防火管理者の選任及びスプリンクラー設備の設置を行わなければならない施設の範囲を拡大するとともに、当該施設について、スプリンクラー設備の設置及び維持に関する技術上の基準の整備等を行った。

災害時要援護者の避難支援ガイドラインの周知徹底を図るとともに、要援護者避難支援対策の必要性等についての認識を深めるため、シンポジウムの開催や普及啓発ビデオの作成を行い、全国キャラバンの展開等を通じて、避難支援プラン全体計画の策定など、市町村を中心とした避難支援体制の整備に向けた取組の促進を図った。

また、地震、津波、高潮等の災害発生時において、居住者や漁港就労者、来訪者の安全を確保する等の観点から、「災害に強い漁業地域づ

くりガイドライン」の普及を図り、防災力の強化を図った。

そのほか、山地災害からの生命の安全を確保するため、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設が隣接している山地災害危険地区等について、治山施設の設置や荒廃した森林の整備等を計画的に実施した。

（4）快適で活力に満ちた生活環境の形成

ア 快適な都市環境の形成

誰もが身近に自然とふれあえる快適な環境の形成を図るため、歩いて行ける範囲の公園の整備など、都市公園等の計画的な整備を行っている。

また、良好な水辺空間の整備を行うことにより、河川、海岸等は、高齢者にとって憩いと交流の場として重要な役割を果たしてきた。

イ 活力ある農山漁村の形成

（ア）高齢者の能力発揮のための条件整備

「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号）に基づき策定された「食料・農業・農村基本計画」（平成17年3月閣議決定）を踏まえ、意欲のある高齢農業者が、その意識と技能をいかしつつ、生きがいをもって活動できるよう、高齢農業者による担い手への支援や集落営農への参画を促進した。また、都市住民との交流及び農地や農業用水など地域資源の保全管理等を促進するとともに、高齢者活動支援施設等の整備を実施した。

加えて、「森林・林業基本法」（昭和36年法律第161号）に基づき策定された「森林・林業基本計画」（平成18年9月閣議決定）を踏まえ、高齢林業者の技術の伝承、豊かな社会経験に基づく知恵の活用に向けた支援を行うこと等により、高齢者の活動を促進した。